

様式第1号（要領第2の1の（1）関係）

農業経営負担軽減支援資金借入申込書

平成 年 月 日

（融資機関） 御中

〒

住 所

電話番号 - ( ) -

氏 名 印

生年月日 年 月 日生（歳）

下記のとおり農業経営負担軽減支援資金を借りたいので、申し込みます。

記

借入申込金額	千円
資金必要時期	平成 年 月
利率	%
償還期限（据置期限）	平成 年 月（ 年 月）
償還期日	1 1 月 3 0 日
元金均等元利均等	元金均等・元利均等
利息の支払い方法及び時期	毎年11月30日に経過分の利息を支払う
約定償還額	第1回目 千円、第2回目以降 千円
保証	有（連帯保証人名、協会保証） 無
担保	有・無

注：1 法人の場合には、氏名を名称及び代表者氏名とし、生年月日は不要である。

2 元利均等償還の場合は、約定償還額の欄に据置期間後の償還額（元利合計額）を入すること。

様式第2号（要領第2の2の（1）関係）

農業経営改善推進指導計画書

（あて先）秋田県知事

平成 年 月 日

住 所

融資機関名

（代表者氏名）

印

借入希望者	氏 名	年齢	営農類型	世帯員数	農業経営改善計画期間 年度～ 年度
特別指導員	氏 名	年齢	職 名 等		農業経営改善計画期間 年 月～ 年 月
負債累積の要因					
指 導 項 目	現 状 及 び 問 題 点		具 体 的 な 指 導 措 置		
当座貸越等の 限度額の設定					
農協等プロパー 資金貸出の抑制					
家計費の節減					
経営費の節減					
機械・施設投 資の抑制及び 効率的利用					
簿記の記帳					
経営技術指導 (コスト低減)					

注： 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」欄に法人名及び代表者氏名を、「営農類型」欄に組織形態を、「世帯員数」欄に構成戸数を、「簿記の記帳」欄に貸借対照表の財務関係書類の状況等をそれぞれ記入すること。なお、「家計費の節減」欄は記入を要しない。

農業経営改善計画経営状況報告書

平成 年 月 日現在で下記の者は、経営改善計画の達成に著しい支障が認められますので経営状況について報告します。

（あて先）秋 田 県 知 事

平成 年 月 日

融 資 機 関 の 長

1 借受者  
住所  
氏名  
承認番号 指令一  
承認日 平成 年 月 日

2 計画期間  
初年度 平成 年度  
目標年度 平成 年度

3 農業経営負担軽減支援資金借入状況  
借入額 円  
償還期限 年  
（うち据置期間 年）

4 経営状況  
別紙のとおり

- ※別紙
- 1 農業経営改善の推進を図るための対策
  - 2 労働力及び土地・家畜飼養の状況
  - 3 新規投資所要資金実績
  - 4 農業経済の内容
  - 5 農業所得内訳
  - 6 家計費内訳
  - 7 条件緩和・借換後の負債償還実績

## 1 農業経営改善の推進を図るための対策

事 項	実施状況	備 考
経営規模の拡大		作業受託借入地等の拡大、作目・農産加工等の導入・転換等について記入
生産方式の合理化		品種構成、作付体系、作業体系、農地の集団化、飼養管理の方法等の改善内容について記入
経営管理の合理化		簿記記帳、経営分析、経営内役割分担、経営形態の近代化(法人化)等について記入
農業従事の態様の改善		後継者の就労時期、雇用労働の削減、ヘルパー制度の活用等について記入
収益性の向上・ 経営費の節減		農業経営における土地の効率的利用、現有機械施設等の更新の延長、機械施設共同利用組織への参加等について記入
生活合理化		自給品目の拡大、耐久消費財の長期利用、交際費等生活合理化による農家経済全体の体質強化の促進について記入
遊休資産の処分等		遊休資産及び低生産部門の処分、預金等の充 当等による経営の体質強化の促進について記入

注： 「実施状況」欄は、経営改善計画の初年度から現在までの実施状況について記入すること。

## 2 労働力及び土地・家畜飼養の状況

区 分		年度	年度	年度	年度	備考
労働力	家族雇用 (うち常雇)					
	経営土地・家畜飼養					
土地・家畜飼養	田 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	畑 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	樹園地 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	その他 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	合計 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	施設用地 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
	宅地 (うち借地)	( ) a	( ) a	( ) a	( ) a	
繁殖牛	常時飼養頭数 購入繁殖素牛					
	肥育牛					
酪農	常時飼養頭数 うち経産牛					
	養豚					
豚	常時飼養頭数 購入繁殖豚 購入肥育豚					

## 3 新規投資借入資金内訳

(単位：千円)

借入日	事業内容	事業費	資金名・借入条件	借入額

注：本表は、農地等土地、農舎・畜舎等施設、構築物、機械を改良・造成・取得するための借入金及び、肥料、飼料、農薬等を購入するための運転資金を記入すること。

#### 4 農業経済の内容

(単位：千円)

区 分		年度	年度	年度	年度	備 考
所 得	農業所得					「5 農業所得内訳」から転記
	農外所得					承認者の農外所得を記入
	助成金等					助成金、小作料等の作目収入以外 の農業に係る収入額を記入
	被贈扶助					他の世帯員からの入金、世帯員外からの送金、年 金、預金利子等のほか雑収入額も含む
	計 (A)					
家計費 (B)						「6 家計費内訳」から転記
租税公課諸負担 (C)						税金、寄付金、共済掛金、集落協賛費、社会保険料、 団体負担金、社寺費、組合費等の額を記入
収支差額 A-(B+C)=(D)						
借入金償還元利金 (E)						
経済余剰 D-E=(F)						

注： 必要に応じ、初年度から現在までの主要科目の内訳等を示す資料を添付すること。

#### 5 農業所得内訳

(単位：千円)

作 目 名		初年度	現 況	初年度	現 況	備 考
収 支						
農 業 収 入	作付面積					
	生産量					
	販売量					
	販売額					
	粗収入					
	農作業受託収入					
	収入計 (A)					
農 業 支 出	種 苗 費					
	肥 料 費					
	農 薬 費					
	農 機 具 費					
	水道光熱費					
	材 料 費					
	雇用労費					
	修繕費					
	販売経費					
	支出計 (B)					
農業所得(A)-(B)						

#### 6 家計費内訳

(単位：千円)

項 目	年度	年度	年度	年度	備 考
食 費					
住 居 費					
被 服 費					
教 育 費					
水道光熱費					
保健衛生費					
共済掛金					
娯楽交際費					
そ の 他					
合 計					

7 条件緩和・借換後の負債償還実績

(単位：千円)

資金名	整理番号	資金用途	借入先	借入日 年月	償還期間 (最終償還年月) 年(年月)	末端 利率 %	約定償還済み元金(うち元金)				延滞 元金	
							年	年	年	年		
農業 負債	農林融漁業 庫						( )	( )	( )	( )	( )	
	その制度 他資金						( )	( )	( )	( )	( )	
	プロパー 資金							( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
								( )	( )	( )	( )	( )
農業経営負担軽減支援資金							( )	( )	( )	( )	( )	
新規							( )	( )	( )	( )	( )	
小計							( )	( )	( )	( )	( )	
農外 負債							( )	( )	( )	( )	( )	
	小計							( )	( )	( )	( )	( )
合計 (A)							( )	( )	( )	( )	( )	
償還 財源	資産処分収入						( )	( )	( )	( )	( )	
	預貯金引出額						( )	( )	( )	( )	( )	
	収支差額						( )	( )	( )	( )	( )	
	合計 (B)						( )	( )	( )	( )	( )	
B-A= (C)							( )	( )	( )	( )	( )	
(C)の累積額							( )	( )	( )	( )	( )	

注：1 「約定償還元金」の欄は、農業経営負担軽減支援資金の現在までの欄を設けて毎年の約定償還元金を記入し、そのうち元金を（ ）書きすること。  
 2 「償還財源」欄の「収支差額」は、「3 農家経済の内容」の「収支差額」の数値及び同数値を基礎として年度別実績数値を記入すること。

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書

（あて先）秋田県知事

				号
平成	年	月	日	

申請者 住 所  
 融資機関名  
 代表者職氏名

印

次のとおり農業経営負担軽減支援資金の利子補給を受けたいので、秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱第3条第1項の規定により申請します。

番号	借入者名	貸付 予定額	貸付実行 目標日	約定償還額		償還 期限	据置 期間	貸付 利率	利子 補給率	債務 保証	備考
				第1回目	第2回目以降						
		円	年月日	円	円	年月日	年月日	%	%		

- （注） 1 債務保証委託は秋田県農業信用基金協会に対するもの。  
 2 借入申込書の写しを添付すること。  
 3 基本要綱第3の1の経営改善計画を添付すること。



様式第5号（要領第3の2関係）

経営改善計画に関する要件書

平成 年 月 日

住 所  
融資機関名  
(代表者氏名) 印

		分 類	一般・特認
借 入 希望者	住所	借入申込書受理年月日	
	氏名	年 月 日	
<p>秋田県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成23年12月22日（農林-3020）制定）第2の1に規定する貸付対象者に該当することを認めます。</p>			
特認の理由			
関係機関の意見	機関名	意見聴取月日	意 見 の 内 容
	市町村		
	地域振興局		
備考			

- 注：1 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」の欄に法人名及び代表者氏名を記入すること。  
 2 償還期限を、10年を超え15年以内とする場合には、「分類」の欄は、「特認」を○で囲み、特認の理由を記入すること。  
 3 必要に応じて、経営改善計画について、市町村、地域振興局等関係機関の意見を聴取して記載する。

様式第6号（要綱第3条第2項、要領第3の3関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書

指令  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者職氏名

秋 田 県 知 事 印

さきに申請のあった農業経営負担軽減支援資金利子補給については、秋田県農業経営負担軽減  
支援資金利子補給要綱第3条第2項の規定により次のとおり承認します。

承認番号	借 入 者 名	利子補給 承認額 千円	貸付実行 目 標 日 年 月 日	約 定 償 還 額		償 還 期 限 年 月 日	据 置 期 間 年 月 日	貸 付 利 率 %	利 子 補 給 率 %	債 務 保 証	備 考
				第 1 回 目 千円	第 2 回 目 以 降 千円						

(注)「承認番号」は、(承認年度) + (事務所番号) + (承認次) + (整理番号) で付すること。但し整理番号は4桁とする。

様式第7号（要領第3の3関係）

（ 番 号 ）  
平成 年 月 日

様

地 域 振 興 局 長 印

農業経営負担軽減支援資金の利子補給承認申請について（通知）

平成 年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、下記のものについては利子補給が承認されなかったので通知します。

記

氏名又は名称	借入申込額	理 由
	千	

様式第8号（要領第3の3関係）

( 番 号 ) 平成 年 月 日											
(あて先) 農林水産部長  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">地域振興局長</div> <p style="text-align: center;">平成 年度第 次分農業経営負担軽減支援資金利子補給承認状況について</p> <p style="text-align: center;">このことについて、平成 年第 次分の承認状況は次のとおりです。</p>											
承認番号	借入者名	貸付金額	貸付実行 目標日	約 定 償 還 額		償 還 期 限	据 置 期 間	貸 付 利 率	利 子 補給率	債 務 保 証	備 考
				第 1 回 目	第 2 回 目 以 降						
		円	年 月 日	円	円	年 月 日	年 月 日	%	%		

- (注) ・ 経営改善計画書、総括表、指導計画書、(特認の場合、要件書) の写しを添付すること。  
 ・ 元利均等償還の場合は、約定償還額の欄に据置期間後の償還元利金を記入し、備考欄に「元利均等」と記入すること。

**農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書**

号

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

融資機関名

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け指令 ー で利子補給の承認を受けた農業経営負担軽減  
支援資金については、次のとおり貸付実行したので報告します。

承認番号	借入者名	貸付金額	貸付実行日 年月日	約定償還額		償還期限 年月日	据置期間 年月日	貸付利率 %	利子補給率 %	債務保証	備考
				第1回目	第2回目以降						
		円	年月日	円	円	年月日	年月日	%	%		

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認変更申請書

号
平成 年 月 日

（あて先）秋 田 県 知 事

申請者 住 所  
融資機関名  
代表者職氏名

印

次のとおり農業経営負担軽減支援資金の利子補給の変更承認を受けたいので、秋田県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領第6の1の規定により申請します。

番号	借 入 者 名	貸 付 予 定 額 千円	貸付実行 目 標 日 年 月 日	約 定 償 還 額		償 還 期 限 年 月 日	据 置 期 限 年 月 日	貸 付 利 率 %	利 子 補 給 率 %	債 務 保 証	変 更 箇 所
				第 1 回 目 千円	第 2 回 目 以 降 千円						

(注) ・農業経営負担軽減支援資金の借入申込書(写し)を添付すること。

・「変更箇所」の欄には、変更が生じた項目名（「償還期限」、「据置期限」等）を記入すること。

・元利均等償還の場合は、約定償還額の欄に据置期間後の償還元利金を記入し、備考欄に「元利均等」と記入すること。

様式第11号（要領第8の2の（1）関係）

平成 年 月 日

（あて先）秋 田 県 知 事

融 資 機 関 の 長

農業経営負担軽減支援資金利子補給の辞退について

平成 年 月 日付け で利子補給の承認があった次の農業経営負担軽減支援資金について、利子補給を辞退したいので届出します

承認番号	借入申込者	利子補給承認額	利子補給辞退額	辞退理由
		千円	千円	

様式第12号（要領第8の2の（1）関係）

（ 番 号 ）  
平成 年 月 日

融 資 機 関 の 長

秋 田 県 知 事

農業経営負担軽減支援資金の利子補給承認の取消しについて（通知）

平成 年 月 日付け で利子補給の承認をした農業経営負担軽減支援資金について、次のとおり承認を取り消したので通知します。

承認番号	借入申込者	利子補給承認額	利子補給取消額	取消しの理由
		千円	千円	

農業経営負担軽減支援資金特例償還報告書

平成 年 月 日  
 発行  
 作成担当者  
 印

（あて先）秋 田 県 知 事

平成 年度 期（平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間）における特例償還額及び新規延滞額について、次の通り報告します。

なお、下記報告以外については、約定のとおりです。

融資機関名

印

（単位：千円）

承認 年度	承認 番号	借 入 者 名	期 限 前 償 還				繰 上 償 還				延滞償還額	発生延滞額	備 考	
			月	日	額	月	日	額						



# 農業経営負担軽減支援資金利子補給金明細書

融資機関名

承認 番号	借入者名	期首融 資残高	期中 貸付金	約定 償還	繰上 償還	期末融 資残高	期末にお ける毎日 の残高(A)	融資平均 残高 (A)/365(B)	利子 補給率 (C)	利子 補給額 (B)×(C)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	%	円

別紙（要綱第4条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

秋田県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け17経営第8953号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る本資金につき、秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（以下「利子補給要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から60日以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の2月中に、利子補給金請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌々月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付に係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入を辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 秋田県知事 印

乙 融資機関の所在地、名称及び代表者の職氏名 印